



新しいまちづくりの指針となる 「笠間市総合計画」ができました

新笠間市総合計画

本市は、昨年3月の合併以来、新市としての速やかな一体化を図ってきましたが、社会経済情勢の変化に対応した新しいまちづくりを計画的に進めていくために、このたび「笠間市総合計画」を策定しました。

総合計画は、今後10年間の目指すべき方向性を示すもので、市民と行政が共に考え、築く、新しいまちづくりの指針となるものです。

策定にあたっては、市民アンケートや市政懇談会、各種団体提案書等とおして、市民の皆様のご参加とご協力のもとに意見の把握に努め、また、庁内組織の総合計画策定委員会や議会・市民代表を委員とする総合計画審議会での審議を重ね、さらにはパブリック・コメントを実施して策定を進めてまいりました。基本構想では、本市の恵まれ

た交通環境を生かし、「海」「空」を結ぶ地域として、さまざまな交流を発展的に展開し、住んでいる人も訪れる人も豊かさを感じることができ「文化交流都市」を目指していきます。

また、「にぎわいの創造」「やさしさの創造」「ふれあいの創造」の3つを基本方針として、全ての施策を進めていきます。

計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されています。

【基本構想】

市の最上位にある計画であり、目指すべき将来像と、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市民と行政による全般的な指針となるものです。

【基本計画】

基本構想を実現するために、施策の大綱に基づいた部門別の

主要な施策を定めるものです。

【実施計画】

基本計画の施策を、財政状況や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、計画的に実施するための事業計画となるものです。

【計画の期間】

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
基本構想	基本構想(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画	実施計画(3ヵ年)					3ヵ年計画を毎年策定				

住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 みんなで創る 文化交流

将来像

基本方針

将来像を実現するための6つの柱(施策の大綱)

にぎわいの創造

- ・豊かな地域の資源を生かし、産業をはじめとする笠間固有の魅力と生き生きとした活力を育み、みんなが誇れるまちづくりを大切にします。
- ・地域の特性とバランスに配慮し、一体感を育み、みんなに愛されるまちづくりを大切にします。

やさしさの創造

- ・市民一人ひとりが尊重され、公平・公正を基本に互いに手を携えて自治を育むまちづくりを大切にします。
- ・ユニバーサルデザインの精神を基本に、だれもが健やかに暮らせるまちづくりを大切にします。

ふれあいの創造

- ・身近な地域から市内外まで、“笠間”に愛着を持った人々のふれあいを広げていくまちづくりを大切にします。
- ・ふれあいを通して豊かな文化を育み、魅力的な地域の情報を国内外に発信し続けることができるまちづくりを大切にします。

広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり(土地利用・基盤整備)

恵まれた交通環境と地理的特性を最大限に生かし、活発な交流を支える美しく機能的な都市空間を形成します。【主な取り組み】国土利用計画の策定、広域交流拠点の整備、幹線道路の整備、新たな交通事業の導入検討など

多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり(産業)

笠間の風土が息づくさまざまな交流を広げ、市民の豊かな暮らしにつながる活力ある産業の振興を図ります。【主な取り組み】観光振興基本計画の策定、農林業振興基本計画の策定、グリーンツーリズムの推進体制の整備、総合流通センターの整備促進など

共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり(健康・福祉)

支えあう心を大切にし、だれもが安心して健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指します。【主な取り組み】生活習慣病の予防対策、特定健康診査の実施、地域福祉計画の策定、地域子育て支援センターの充実など

自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり(生活環境)

豊かな自然との共生を基本として、だれもが安全にゆとりを持って暮らせるやさしさに包まれた環境をつくり出します。【主な取り組み】生活道路の整備、公園管理体制の充実、生活排水ベストプランの策定、自主防災組織の育成支援など

人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり(教育・文化)

歴史や文化を育んできた風土を大切にし、次代を担う人づくりを進め、創造・発信する豊かな文化を育みます。【主な取り組み】幼児・児童の体験活動の充実、学校施設の整備、生涯学習推進本部の設立、「笠間・炎の祭典」の開催など

人と地域、絆を大切にしたい元気なまちづくり(自治・協働)

一人ひとりを大切にし、市民と行政の協働による楽しく元気なまちづくりを実現します。【主な取り組み】協働のまちづくりの指針・条例の制定、「コミュニティ活動団体の育成・支援、情報公開の総合的な推進など

問合せ先:企画政策課(内線560)